

05532P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

32

法人税法

▼  
理論マスター

平成26年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応!



TAC出版

# はじめに

最近の法人税法の理論問題は、個別問題形式だけでなく総合問題形式あるいは事例問題形式といった応用問題形式の出題がされており、50～70問の想定問題では対処できなくなっている。しかしながら、いずれの出題形式であってもその基本となるのは条文を中心とした個別理論である。

これをふまえ、本書（平成25年分の改正を考慮したもの）においては条文を基礎としつつ、合格答案の作成に必要不可欠な内容をテーマ別に収録している。

まずはこの「理論マスター」で重要論点をすべて把握し、その後に、「理論ドクター」で応用力を養成して応用理論問題に対処できる力を養っていただきたい。

この「理論マスター」を利用した受験生の中から多くの合格者が輩出しており、また、多くの合格者が本書を推薦していることからも自信をもって皆さんにお勧めすることができる。

本書を利用した受験生全員が合格の栄冠を勝ち取られんことを願ってやまない。

## T A C 税理士講座

凡　　例	
法 .....	法人税法
令 .....	法人税法施行令
措法 .....	租税特別措置法
措令 .....	租税特別措置法施行令
国通法 .....	国税通則法
復興法 .....	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
引　　用　　例	
法22③ .....	法人税法第22条第3項
注　　意　　点	
本書は、平成25年7月現在の施行法令によって作成されている。	

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習するまでの重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

## C O N T E N T S

### 目 次

#### テーマ 1 : 総 則 等

1-1	納税義務者と課税所得等の範囲	2
1-2	事業年度	4
1-3	納税地	6
1-4	資本金等の額	8
1-5	利益積立金額	10
1-6	実質課税（所得の帰属）	12
1-7	法人課税信託	14
1-8	組合等損失超過額	16
1-9	一般社団法人・一般財団法人関連規定	18

#### テーマ 2 : 企業利益と課税所得

2-1	各事業年度の所得の金額の計算の通則	22
-----	-------------------	----

#### テーマ 3 : 同 族 会 社 等

3-1	同族会社の意義	26
3-2	役員及び使用人兼務役員の範囲	27
3-3	特定同族会社の特別税率	28

#### テーマ 4 : 損益の帰属時期

4-1	延払基準	32
4-2	工事進行基準	36

#### テーマ 5 : 受 取 配 当 等

5-1	受取配当等の益金不算入	40
5-2	みなし配当	42
5-3	資本の払戻し	44
5-4	解散による残余財産の分配	45
5-5	自己の株式の取得（市場等以外）	46
5-6	外国子会社から受ける配当等	47

## テーマ 6：資産評価及び償却費等

6-1	棚卸資産の期末評価方法、選定、変更等	50
6-2	棚卸資産の取得価額	52
6-3	短期売買商品の譲渡損益	54
6-4	短期売買商品の期末評価、評価損益等	56
6-5	有価証券の譲渡損益（原則）	58
6-6	有価証券の譲渡損益（特例）	60
6-7	有価証券の期末評価、評価損益	64
6-8	有価証券の取得価額	66
6-9	デリバティブ取引	70
6-10	減価償却資産等の償却費等の損金算入	72
6-11	減価償却資産の償却方法の選定、変更等	74
6-12	減価償却資産の取得価額	78
6-13	繰延資産	80
6-14	金銭債務の償還差損益	82
6-15	外貨建取引の換算	83
6-16	外貨建資産等の期末換算	84
6-17	為替予約差額の配分	86
6-18	資産の評価損益	88

## テーマ 7：給与等

7-1	役員及び使用人兼務役員の範囲	92
7-2	役員給与	94
7-3	使用人給与	98
7-4	新株予約権を対価とする費用等	100

## テーマ 8：その他の営業経費

8-1	寄附金	102
8-2	交際費等	106
8-3	租税公課、不正行為等に係る費用	108
8-4	還付金等	110
8-5	資産に係る控除対象外消費税額等	112

## テーマ9：圧縮記帳等

9-1	国庫補助金等の圧縮記帳	114
9-2	国庫補助金等の特別勘定等	116
9-3	保険差益の圧縮記帳	118
9-4	保険差益の特別勘定等	120
9-5	交換の圧縮記帳	122
9-6	特定資産の買換えの圧縮記帳	124
9-7	特定資産の買換えの特別勘定等	126
9-8	収用等の圧縮記帳等	128
9-9	収用等の特別勘定等	130
9-10	換地処分等の圧縮記帳等	132
9-11	土地等の先行取得の圧縮記帳	134
9-12	長期所有土地等の所得の特別控除	135

## テーマ10：引当金等

10-1	貸倒引当金	138
10-2	返品調整引当金	142
10-3	海外投資等損失準備金	143

## テーマ11：借地権等

11-1	借地権等の設定、更新	146
11-2	リース取引に係る所得の金額の計算	148

## テーマ12：欠損金等

12-1	青色欠損金及び災害損失金の繰越控除	152
12-2	債務免除等があった場合の欠損金	154
12-3	欠損金の繰戻し還付	156
12-4	欠損等法人	158

## テーマ13：海外取引

13-1	国外関連者に係る課税の特例	162
13-2	国外支配株主等に係る課税の特例	164
13-3	関連者等に係る純支払利子等の課税の特例	166
13-4	特定外国子会社等に係る課税の特例	168

## テーマ14：税額計算

14-1	試験研究費の特別控除	172
14-2	エネルギー環境負荷低減推進設備等	176
14-3	中小企業者等が機械等を取得した場合	178
14-4	国内の設備投資額が増加した場合	180
14-5	経営改善設備を取得した場合	182
14-6	雇用者の数が増加した場合	184
14-7	雇用者給与等支給額が増加した場合	186
14-8	特別償却準備金	188
14-9	土地重課制度	190
14-10	使途秘匿金	192
14-11	所得税額控除	194
14-12	外国税額控除	196
14-13	仮装経理に基づく過大申告	198

## テーマ15：申告・納付等

15-1	各事業年度の所得課税（通則等）	202
15-2	各事業年度の所得課税（確定申告等）	204
15-3	各事業年度の所得課税（申告期限の延長）	206
15-4	退職年金等積立金課税	208
15-5	青色申告	210
15-6	更正の請求	212
15-7	更正及び決定	214

## テーマ16：企業組織再編成等

16-1	移転資産等の譲渡損益等	218
16-2	非適格合併	220
16-3	適格合併	222
16-4	非適格分割型分割	226
16-5	適格分割型分割	228
16-6	非適格分社型分割	230
16-7	適格分社型分割	231
16-8	非適格現物出資	232
16-9	適格現物出資	233
16-10	非適格現物分配（残余財産の分配等以外）	234

16-11	適格現物分配（残余財産の分配等以外）	235
16-12	非適格現物分配（残余財産の分配等）	236
16-13	適格現物分配（残余財産の分配等）	238
16-14	非適格株式交換	242
16-15	適格株式交換	244
16-16	非適格株式移転	246
16-17	適格株式移転	248
16-18	資産等に係る調整勘定の損金算入等	250
16-19	組織再編成に伴う欠損金額の引継ぎ等	252

### テーマ17：グループ法人税制

17-1	受贈益・寄附金	256
17-2	譲渡損益調整資産	258
17-3	その他のグループ法人税制関連規定	260

### テーマ18：連結納稅制度

18-1	連結納稅義務者と課税所得の範囲	264
18-2	連結事業年度	265
18-3	資産の時価評価損益	266
18-4	連結所得の金額	270
18-5	連結所得の金額（別段の定め）	272
18-6	連結確定申告等、申告期限の延長	274
《参考》 慣用語の知識		276

#### 《マークの見方》

-  **プラスα** …… 少し応用的ですが、本文の次に押さえてほしい内容です。
-  **参考** …… 内容理解を深めるために押さえておくとよい内容です。
-  **留意点** …… 解答範囲の限定など、各理論の使い方や関連規定などを紹介しています。

## テーマ1

# 総則等

---

- 1－1　納税義務者と課税所得等の範囲
- 1－2　事業年度
- 1－3　納税地
- 1－4　資本金等の額
- 1－5　利益積立金額
- 1－6　実質課税（所得の帰属）
- 1－7　法人課税信託
- 1－8　組合等損失超過額
- 1－9　一般社団法人・一般財団法人関連規定

## 1-1

## 納税義務者と課税所得等の範囲

[ランクA]

### 1. 納税義務者

重要度◎

#### (1) 内国法人 (法4①)

内国法人は、法人税を納める義務がある。

ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は退職年金業務等を行う場合に限る。

#### (2) 公共法人 (法4②)

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

#### (3) 外国法人 (法4③)

外国法人は、国内源泉所得を有するとき（人格のない社団等については、国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有するときに限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は退職年金業務等を行うときは、法人税を納める義務がある。

### 2. 課税所得等の範囲

重要度◎

#### (1) 内国法人 (法5、7、8)

- ① 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
- ② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
- ③ 退職年金業務等を行う内国法人に対しては、①の法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課す。

#### (2) 外国法人 (法9~10の2)

- ① 外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち外国法人の区分に応じそれぞれの国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
- ② 外国法人（人格のない社団等に限る。）の①の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
- ③ 退職年金業務等を行う外国法人に対しては、①に係る法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(3) 適用停止（措法68の4）

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

### 3. 用語の意義

重要度◎

(1) 内国法人（法2三）

国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(2) 外国法人（法2四）

内国法人以外の法人をいう。

(3) 人格のない社団等（法2八、法3）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

なお、人格のない社団等は、法人とみなして法人税法の規定を適用する。



参考 法人課税信託の引受けを行う個人（法4④）

個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税を納める義務がある。

## 1-2 事業年度

[ランクA]

### 1. 事業年度の意義

重要度◎

#### (1) 会計期間の定めがある場合 (法13①)

事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。

#### (2) 会計期間の定めがない場合 (法13①～④)

- ① 法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立の日等以後2月以内に納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間をいう。
- ② ①の届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長が指定し、通知した会計期間をいう。
- ③ ①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

#### (3) 1年を超える会計期間の場合 (法13①)

(1) 又は(2)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。

### 2. みなし事業年度 (法14)

重要度◎

次の場合には、上記1.にかかわらず、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

- (1) 内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合
  - ① その事業年度開始の日から解散の日までの期間
  - ② 解散日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合  
その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間
- (3) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合  
その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間
- (4) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合
  - ① その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間
  - ② 継続の日からその事業年度終了の日までの期間

**3. 事業年度の変更等の届出 (法15)**

重要度○

法人はその定款等に定める会計期間を変更し、又は新たに定めた場合には、遅滞なく、その変更前及び変更後の会計期間又はその定めた会計期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

**参考 外国法人におけるみなし事業年度 (法14)**

次の場合には、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

- (1) 国内に支店等を有しない外国法人が事業年度の中途において国内に支店等を有する外国法人に該当することとなった場合等
  - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
  - ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 国内に支店等を有する外国法人が事業年度の中途において国内に支店等を有しない外国法人に該当することとなった場合等
  - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日までの期間
  - ② 該当することとなった日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
- (3) 一定の外国法人が事業年度の中途において国内で新たに人的役務の提供事業を開始し、又はその事業を廃止した場合
  - ① その事業年度開始の日からその事業の開始の日の前日又はその事業の廃止の日までの期間
  - ② ①に掲げる日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

## テーマ1 総則等

### 1-3　納税地

[ランクB]

#### 1. 内国法人（法16）

重要度◎

本店又は主たる事務所の所在地とする。

#### 2. 外国法人（法17、令16）

重要度△

次の外国法人の区分に応じ、それぞれの場所とする。

(1) 国内に恒久的施設を有する外国法人

国内において行う事業に係る事務所、事業所等の所在地（これらが2以上の場合は主たるもの所在地）

(2) (1)以外で、不動産の貸付け等の対価を受ける外国法人

その対価に係る資産の所在地（資産が2以上の場合は主たるもの所在地）

(3) (1)、(2)以外の外国法人

その外国法人が選択した場所その他一定の場所

#### 3. 指 定（法18）

重要度○

上記1. 又は2.の納税地が法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、納税地の所轄国税局長等は、その法人税の納税地を指定することができる。この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

#### 4. 指定の取消し（法19）

重要度○

納税地の指定処分の取消しがあった場合においても、その取消しは、その指定処分のあった時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となった納税地でされた申告等の効力に影響を及ぼさない。

#### 5. 異動の届出（法20①、令18①）

重要度○

法人は、納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

#### 6. 連結納税制度の特例（法20②、令18②）

重要度△

連結親法人は、連結子法人の本店等所在地に異動があった場合には、遅滞なく、その連結親法人の納税地の所轄税務署長並びにその連結子法人の異動前及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

**参考 法人課税信託の受託者である個人** (法17の2)

法人課税信託の受託者である個人のその法人課税信託に係る法人税の納税地は、所得税法に定める場所とする。

**参考 設立等に係る届出** (法148、150)**(1) 設立した場合**

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**(2) 収益事業を開始した場合**

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始の日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**(3) 普通法人等に該当することとなった場合**

公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 1-4 資本金等の額

[ランクB]

### 1. 資本金等の額（令8）

重要度◎

法人が株主等から出資を受けた金額として、(1)と(2)の金額の合計額をいう。

- (1) 資本金の額又は出資金の額
- (2) ①の金額の合計額から②の金額の合計額を減算した金額

#### ① 資本金等の額に加算するもの

- イ 株式の発行又は自己の株式の譲渡をした場合の払込金銭の額等から増加した資本金の額（注）を減算した金額  
(注) 設立による株式の発行は、設立時の資本金の額
- ロ 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合の払込金銭の額等及びその直前の新株予約権の帳簿価額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額
- ハ 資本金の額を減少した場合のその減少した金額
- ニ その他一定の金額

#### ② 資本金等の額から減算するもの

- イ 準備金の額又は剰余金の額を減少して資本金の額を増加した場合のその増加額
- ロ 資本の払戻し又は解散による残余財産の一部分配に係る減資資本金額
- ハ 自己の株式の取得（市場における購入によるもの等を除く。）等により金銭等を交付した場合の取得資本金額
- ニ 自己の株式の取得（市場における購入によるもの等に限る。）の対価の額等
- ホ みなし配当事由によりその法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭等の交付を受けた場合等（当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）のみなし配当の額及びそのみなし配当事由に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額の合計額からその金銭の額等の合計額を減算した金額に相当する金額
- ヘ その他一定の金額

**2. その他の調整金額**

重要度○

**(1) 資本金等の額に加算するもの**

- ① 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ② 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ③ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ④ 適格現物出資により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加した資本金の額を減算した金額
- ⑤ 非適格現物出資により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその時の価額から増加した資本金の額を減算した金額
- ⑥ 株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額から増加資本金額等を減算した金額
- ⑦ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額からその移転時の資本金の額等を減算した金額

**(2) 資本金等の額から減算するもの**

分割法人の分割型分割の直前の資本金等の額に移転純資産割合を乗じて計算した金額

**1-5 利益積立金額**

[ランクB]

**1. 利益積立金額 (令9)**

重要度◎

法人の所得の金額で留保している金額として、(1)の金額の合計額から(2)の金額の合計額を減算した金額をいう。

**(1) 利益積立金額に加算するもの**

- ① イ～トまでの金額の合計額からチ～ヌの金額の合計額を減算した金額  
(留保していない金額がある場合にはその金額を減算した金額とし、公益法人等又は人格のない社団等にあっては収益事業から生じたものに限る。)

- イ 所得の金額（各種所得の特別控除額を含む。）
- ロ 受取配当等の益金不算入額
- ハ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額
- ニ 受贈益の益金不算入額
- ホ 還付金等の益金不算入額等
- ヘ 繰越欠損金等の損金算入額
- ト その他一定の金額
- チ 欠損金額
- リ 法人税及び住民税として納付することとなる金額
- ヌ 完全支配関係がある法人間の取引により譲渡損益調整資産の取得価額に算入しない金額からその取得価額に算入する金額を減算した金額

- ② 法人が有するその法人との間に完全支配関係（連結完全支配関係を除く。）  
がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額

- ③ その他一定の金額

**(2) 利益積立金額から減算するもの**

- ① 剰余金の配当（株式等に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く。）等の額として株主等に交付する金銭の額等の合計額
- ② 資本の払戻し又は残余財産の一部分配による交付金銭の額等の合計額が減資資本金額を超える場合のその超える部分の金額
- ③ 自己の株式の取得（市場における購入によるもの等を除く。）等による交付金銭の額等の合計額が取得資本金額を超える場合のその超える部分の金額
- ④ その他一定の金額

**2. その他の調整金額**

重要度○

**(1) 利益積立金額に加算するもの**

- ① 適格合併により被合併法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額
- ② 適格分割型分割により分割法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額
- ③ 適格現物分配により現物分配法人から交付を受けた資産の帳簿価額に相当する金額

**(2) 利益積立金額から減算するもの**

- ① 非適格分割型分割に係る分割法人が株主等に交付した金銭の額等から減少する資本金等の額を減算した金額
- ② 適格分割型分割により分割承継法人に移転した資産の帳簿価額から負債の帳簿価額及び減少する資本金等の額を減算した金額

## 1-6 実質課税（所得の帰属）

[ランクB]

### 1. 実質所得者課税の原則（法11）

重要度◎

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、法人税法の規定を適用する。

### 2. 信託財産に属する資産及び負債等の帰属

重要度◎

#### (1) 内容（法12①）

信託の受益者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、法人税法の規定を適用する。

ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

#### (2) 集団投資信託その他の信託（法12③）

法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は、その法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、その法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、法人税法の規定を適用する。

#### (3) 法人課税信託（法4の6）

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定を適用する。この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

（注1）信託資産等とは、信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。

（注2）固有資産等とは、法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。

① プラスα 用語の意義 (法2)

(1) 集団投資信託

合同運用信託、証券投資信託、特定受益証券発行信託その他一定の信託をいう。

(2) 法人課税信託

次の信託（集団投資信託、退職年金等信託及び特定公益信託等を除く。）をいう。

- ① 受益証券発行信託（特定受益証券発行信託を除く。）
- ② 受益者が存しない信託
- ③ 法人が委託者となる信託で一定のもの
- ④ 特定目的信託

## 1-7 法人課税信託

[ランクB]

### 1. 受託者に関する法人税法の適用（法4の6）

重要度◎

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定を適用する。この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

(注1) 信託資産等とは、信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。

(注2) 固有資産等とは、法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。

### 2. 受託法人等に関する法人税法の適用（法4の7）

重要度◎

受託法人又は法人課税信託の受益者について法人税法の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

(1) 法人課税信託に係る受託法人は、その信託された営業所が国内にある場合は内国法人とし、国内にない場合には外国法人とする。

(2) 受託法人（会社でないものに限る。）は、会社とみなす。

(3) 法人課税信託の受益権は株式等とみなし、受益者は株主等に含まれるものとする。

この場合、その法人課税信託の受託者である法人の株式等は、受託法人の株式等でないものとみなし、その受託者である法人の株主等は、受託法人の株主等でないものとする。

(4) 受託法人は、その受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日等に設立されたものとする。

(5) 法人課税信託について信託の終了があった場合等には、その受託法人の解散があったものとする。

(6) 法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合等には、その受託法人に対する出資があったものとみなす。

(7) 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

(8) その他一定の法人税法の適用

### 3. 所得の金額の計算

重要度○

#### (1) 特定受益証券発行信託（法64の3①）

特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、その該当することとなった時の直前の未分配利益の額に相当する金額は、その法人課税信託に係る受託法人のその該当することとなった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

#### (2) 法人課税信託に該当しないこととなった場合（法64の3②③）

受益者が存することとなったことにより受益者が存しない法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その法人課税信託に係る受託法人は、その受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

この場合において、その受益者が内国法人であるときは、その内国法人は、その資産及び負債の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

#### (3) 受託者が変更された場合（法64の3④）

法人課税信託に係る受託法人がその法人課税信託の受託者の変更によりその法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、その変更後の受託者にその移転をした資産及び負債のその変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、その受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。



#### 参考 その他一定の法人税法の適用（法4の7）

- (1) 信託の併合は合併とみなし、従前の法人課税信託に係る受託法人は被合併法人に、新たな法人課税信託に係る受託法人は合併法人に含まれるものとする。
- (2) 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、分割により信託財産の一部を移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に、その一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託法人は分割承継法人に含まれるものとする。

## 1-8 組合等損失超過額

[ランクC]

### 1. 組合等損失超過額の損金不算入（措法67の12①）

重要度◎

法人が特定組合員に該当する場合で、かつ、その組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、その法人のその事業年度の組合等損失超過額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

（注）特定組合員とは、組合契約に係る組合員のうち、重要な財産の処分等の決定に関与し、かつ、重要な業務を自ら執行する組合員以外のものをいう。

### 2. 組合等損失超過額の損金算入（措法67の12②）

重要度○

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、その組合等損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の組合事業（その組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として一定の金額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。



#### 参考 特定受益者の場合（措法67の12）

##### （1）損金不算入

法人が特定受益者（信託（集団投資信託及び法人課税信託を除く。）の受益者をいう。）に該当する場合で、かつ、その信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に信託財産の価額とされている場合等には、その法人のその事業年度の組合等損失超過額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

##### （2）損金算入

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、その組合等損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の信託（その組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として一定の金額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

テーマ1 総則等

(MEMO)

## テーマ1 総則等

### 1-9 一般社団法人・一般財団法人関連規定〔ランクB〕

#### 1. 公益法人等と普通法人

重要度◎

##### (1) 公益法人等

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）

##### (2) 普通法人

- (1)以外の一般社団法人及び一般財団法人

#### 2. みなし事業年度（法14）

重要度◎

次のそれぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

- (1) 普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合
  - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
  - ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 公益法人等が事業年度の中途において普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合
  - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
  - ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

#### 3 特定普通法人から公益法人等への変更（法10の3）

重要度◎

- (1) 特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日にその特定普通法人が解散したものとみなして、欠損金の繰戻しによる還付等の規定を適用する。
- (2) 特定普通法人が公益法人等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、一定の規定を適用する。

#### 4. 特定公益法人等から普通法人への変更（法64の4）

重要度◎

##### (1) 内容

特定公益法人等が普通法人に該当することとなった場合には、その該当することとなった日（以下「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた累積所得金額又は累積欠損金額に相当する金額は、その移行日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

**(2) 公益認定が取り消された場合****① 内容**

(1)の内国法人が公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなった法人である場合における(1)の適用については、移行日以後に公益の目的のために支出される金額相当額は、累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額に加算する。

**② 申告要件**

①の規定は、確定申告書に支出金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。ただし、税務署長による宥恕がある。

**5. 用語の意義**

重要度◎

**(1) 公益社団法人**

公益認定を受けた一般社団法人をいう。

**(2) 公益財団法人**

公益認定を受けた一般財団法人をいう。

**(3) 非営利型法人**

一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうちその事業を運営するための組織が適正であるものとして次のものをいう。

① その行う事業により利益を得ること又は利益を分配することを目的とする法人で、定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあるなど一定の要件を満たすもの

② 会員から受け入れる会費により、会員に共通する利益を図るための事業を行う法人で、主たる事業として収益事業を行っていないなど一定の要件を満たすもの

**(4) 特定普通法人**

一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。

**(5) 特定公益法人等**

一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、公益法人等であるものをいう。

## テーマ1 総則等

(MEMO)

税理士受験シリーズ  
2014年度版 32 法人税法 理論マスター

発行日 2013年8月24日  
初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)  
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2013

管理コード 05532P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。